

千葉県障害福祉分野のICT導入モデル事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、障害福祉分野におけるICTの活用により障害福祉サービス事業所等における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進するため、障害福祉サービス事業者等がICTを導入する際の経費を支援し、ICTの活用モデルを構築することを目的とし、予算の範囲内において千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(用語の定義)

- 第2条 「障害福祉サービス事業者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下、「法律」という。）第5条第1項に規定する「障害福祉サービス事業」を行う者をいう。
- 2 「障害者支援施設事業者」とは、法律第5条第1項に規定する「施設障害福祉サービス」事業を行う者をいう。
- 3 「一般相談支援事業者」とは、法律第5条第18項に規定する「一般相談支援事業」を行う者をいう。
- 4 「特定相談支援事業者」とは、法律第5条第18項に規定する「特定相談支援事業」を行う者をいう。

(補助対象事業者及び経費等)

- 第3条 本補助金の対象となる事業者、経費等は別表のとおりとする。
- 2 なお、前項の規定にかかわらず、国、県及び市町村等における他の交付金、補助金等により、その経費の一部が負担されている事業は、本補助金の対象とならない。

(補助事業からの除外)

- 第4条 補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業者は、補助の対象とならない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」

という。)

(2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(暴力団密接関係者)

第5条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、前条第2号又は第3号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあつては、その役員等が同条第1号から第3号までのいずれかに該当する者である団体）とする。

(導入計画の作成)

第6条 本要綱に基づき補助金の交付を受けようとする事業者は、本事業に係る事業計画書及び積算内訳書を作成しなければならない。

(ICT導入に伴う研修会)

第7条 本要綱に基づき補助金の交付申請を行う事業者は、千葉県が開催するICTの導入に伴う研修会を受講していなければならない。

(交付の申請)

第8条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、別に定める期日までに補助金交付申請書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するときは、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当

する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつその金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合についてはこの限りではない。

（交付の条件）

第9条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- （1）補助事業の経費の配分の変更はしてはならないものとする。
- （2）補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合は、知事の承認を受けなければならない。
- （3）補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- （4）補助事業が予定の期間内に完了する見込みがなくなった場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- （5）事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は地方公共団体の負担又は補助を受けてはならない。

（承認申請）

第10条 前条第2号又は第3号に該当して、知事の承認を受けようとするときは、あらかじめ補助金変更承認申請書（第2号様式）又は補助金中止（廃止）承認申請書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、千葉県が別途指定した日までに、補助金実績報告書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 第8条第2項ただし書きにより交付申請したものは、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。
- 3 第8条第2項ただし書きにより交付申請したものは、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係

る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入控除税額報告書（第5号様式）により、速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（導入効果の報告）

- 第12条 事業者は、第6条の規定による本事業に係る事業計画書に基づき、ICTの導入により得られた生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減の効果を客観的かつ定量的な評価指標に基づいてICT導入前後の比較を行い、千葉県が別途指定した日までに、障害福祉分野のICT導入モデル事業報告書（第6号様式）により知事に報告しなければならない。
- 2 事業者は、本事業により導入した製品の内容や導入効果等について、千葉県が別途指定した日までにホームページ等により公表しなければならない。

（交付の請求）

- 第13条 規則第15条の規定により補助金の交付の請求をするときは、補助金交付請求書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

（財産の処分の制限）

- 第14条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が30万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間で定める耐用年数）を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
- 2 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 3 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（補助金に係る経理）

- 第15条 事業者は補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

附則

この要綱は、令和3年3月2日より施行し、令和3年1月28日以降に実施された令和2年度予算に係る補助金に適用する。

附則

この要綱は、令和4年3月18日より施行し、令和4年2月4日以降に実施された令和3年度予算に係る補助金に適用する。

附則

この要綱は、令和5年12月22日より施行し、令和5年度分の予算に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和6年2月29日より施行し、令和5年度分の予算に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和6年3月27日より施行し、令和5年11月29日以降に実施された令和5年度補正予算に係る補助金から適用する。

別表

項目	内容
補助対象事業者	千葉県内（指定都市及び中核市を除く）に所在する障害福祉サービス事業者、障害者支援施設事業者、一般相談支援事業者、特定相談支援事業者（本要綱において「障害福祉サービス事業者等」という。）とする。
補助対象経費	障害福祉分野におけるICTの活用により障害福祉サービス事業所等における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進するため、障害福祉サービス事業者等がICTを導入する際の以下の経費を補助対象とする。 ア 情報端末（タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、インカム）

	イ ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外） ウ 通信環境機器等（Wi-Fi ルーターなど） エ 保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、 導入設定、導入研修、セキュリティ対策など） 注）下記＜留意事項＞※1～5を参照
補助金交付額	1 施設又は事業所当たり75万円を限度とする。 対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入を除く。）を控除した額に3/4を乗じた額と75万円のいずれか低い額を補助するものとする。 なお、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

＜留意事項＞

- ※1 アの情報端末については、業務効率化及び職員の業務負担軽減に効果のあるハードウェアが対象である。たとえば、障害福祉サービス等の提供に関する記録の入力が支援提供場所で完結し、また、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減し、効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカムなど、ICT技術を活用したものを対象とする。
- ※2 イのソフトウェアについては、以下の①②のいずれかに該当する製品を対象とする。いずれの場合も研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であること。
- ①事務所での業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事務所内外の情報連携を含む）、請求業務を一気通貫（転記等の業務が発生しない）で行うことが可能となっているものであるもの。
- ②バックオフィス業務（業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成などの業務）のためのソフトウェアであって、転記等の業務が発生しない一気通貫（転記等の業務が発生しない）の環境が実現できるもの。
- ※3 ウの通信機器等及びエの保守経費等については、アの情報端末及びイのソフトウェアの導入に必要なものに限り対象とする。
- ※4 インターネット回線使用料等の通信費、その他本事業の目的・趣旨から逸脱している経費は対象外とする。